

今回は「消費税 Ver. 2」です

少し内容を細かく、「簡易課税方式」をご紹介します。



基準期間の課税売上高が、5000万円以下でしたら、選択可能です  
みなし仕入控除により売上高から直接、納税額を計算できます。

### ☆みなし仕入控除☆

第1～5種事業があり、そこにかかる課税売上消費税額の、90～50%の控除  
をすることが出来ます

◎第1種事業	(卸売業)	90%	この率が、 <i>みなし仕入率</i> です
◎第2種事業	(小売業)	80%	
◎第3種事業	(製造, 農林水産業) 建設業、工場、設備業	70%	
◎第4種事業	(その他の事業) 飲食業、金融業	60%	
◎第5種事業	(サービス業等) 医者、不動産、運送業	50%	

### 計算式

$$\text{課税売上により預かった消費税} - (\text{課税売上により預かった消費税} \times \text{みなし仕入率}) = \text{納める消費税額}$$



～～単一種類事業の場合～～

例) 合計課税売上高 3,000万円(消費税150万円)

第2種該当額 小売り販売売上 3,000万円

### 計算式

$$150\text{万円} - (150\text{万円} \times 80\%) = \underline{\underline{300,000\text{円(納税額)}}}$$



～～複数種事業の場合～～

例) 合計課税売上高 3,000万円(消費税150万円)

第2種該当額	小売り販売売上	2,000万円(消費税100万円)
第3種該当額	商品製造売上	1,000万円(消費税50万円)

計算式(原則)

$$\frac{(100万円 \times 80\%) + (50万円 \times 70\%)}{100万円 + 50万円} = 76\%(\text{みなし仕入率})$$

$$150万円 - ((100万円 + 50万円) \times 76\%) = 360,000円(\text{納税額})$$

上記の様に該当する事業が複合である場合は、各事業別に計算し、みなし仕入率を算出してから計算を当てはめます。

※しかし、複数でも1つ事業種で75%以上を占めるときは、その業種のみなし仕入率を適用して計算することができます。

簡易課税の計算は、事業種の分類が以外に複雑になっています。  
判定を誤ってしまうと、納税に誤差が発生致します。

次回は、「原則(本則)課税方式」を、ご紹介致します。

6月の主な税務スケジュール

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
- 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…6月10日
- 4月決算法人の確定申告  
申告期限…6月30日
- 10月決算法人の中間申告  
申告期限…6月30日
- 所得税の予定納税額の通知  
通知期限…6月15日

長谷川会計広報部  
TEL 028-614-2660  
FAX 028-614-2661